

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

令和 8 年 7 月 2 7 日

四日市市

市長部局、議会事務局
教育委員会、選挙管理委員会事務局
監査事務局、公平委員会事務局
農業委員会事務局、消防本部
上下水道局、市立四日市病院

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 2 7 年法律第 6 4 号）第 2 1 条に基づき、女性の職業選択に資する情報を以下のとおり公表します。

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 四日市市

令和8年7月27日公表

I 職員の男女の給与の額の際

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.2%
全職員	81.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	77.3%
本庁課長相当職	90.3%
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.7%
31～35年	95.5%
26～30年	94.4%
21～25年	90.0%
16～20年	83.1%
11～15年	80.1%
6～10年	80.3%
1～5年	70.4%

【説明欄】

医師に占める男性職員の割合が高いため(全体の85%以上)、男女の給与の差異が大きくなっている(医師を除外した男女の差異については別紙参照)。医師は1年目から他職種より給与水準が高いため、経験年数の浅い階層で差が強く出ている。

扶養手当をはじめとする各種手当については、男性職員の受給が多い傾向がある。

会計年度任用職員(パートタイム)については、短時間勤務の職員が多いことから、職員数のカウント単位について、(実績勤務時間数/当月の所定勤務時間数)人と換算して算出。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【参考】 職員の給与の男女の差異の情報公表(医師除く)

特定事業主名： 四日市市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.8%
全職員	91.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.3%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.7%
31～35年	96.2%
26～30年	97.8%
21～25年	91.8%
16～20年	87.9%
11～15年	87.8%
6～10年	91.2%
1～5年	91.7%

【説明欄】

医師に占める男性職員の割合が高く(全体の85%以上)、男女の給与の差異が大きくなっているため、医師を除外した男女の差異についても参考として算出。

扶養手当をはじめとする各種手当については、男性職員の受給が多い傾向がある。

会計年度任用職員(パートタイム)については、短時間勤務の職員が多いことから、職員数のカウント単位について、(実績勤務時間数/当月の所定勤務時間数)人と換算して算出。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	1 9 . 6 %

【説明欄】

- ・令和 8 年 4 月 1 日時点で算出
- ・全職員に対する女性職員の割合（50.8%）と比較すると多くはないが、全国平均（市町村の本庁課長相当職以上の女性割合。2025 年 7 月時点）の 19.1%を上回ることができた。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	1 1 . 4 %
本庁課長相当職	2 4 . 2 %
本庁課長補佐相当職	3 5 . 2 %
本庁係長相当職	4 4 . 3 %

【説明欄】

- ・令和 8 年 4 月 1 日時点で算出
- ・年代別の男女構成比においても管理職相当の年代（50 代以上）では構成比に差があり、男性の比率が高い状況にある。40 代以下では同等になっていることから、今後の役職別の男女構成比についても女性の割合が増えることが期待される。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	7 2 . 1 %
女性	1 0 0 . 0 %

(2) 会計年度任用職員

勤続年数	令和 7 年度
男性	—
女性	1 0 0 . 0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	1 . 6 %	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	2 2 . 6 %	—	—	—
1 月超 3 月以下	3 3 . 9 %	0 . 9 %	—	—
3 月超 6 月以下	2 1 . 0 %	—	—	—
6 月超 9 月以下	4 . 8 %	7 . 3 %	—	6 6 . 7 %
9 月超 1 2 月以下	1 1 . 3 %	1 4 . 5 %	—	3 3 . 3 %
1 2 月超 2 4 月以下	4 . 8 %	2 0 . 9 %	—	—
2 4 月超	—	5 6 . 4 %	—	—

【説明欄】

- ・ 会計年度任用職員の（男性）は育児休業取得者なし
- ・ 地方公共団体の勤務条件等に関する調査の回答による

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
職員一人当たりの月平均	1 7 . 0 時間

【説明欄】